



暮らしの情報ページ

12月15日(火)～1月3日(日) 年末年始の交通事故防止運動

狭山市内では今年初の1月から11月未まで、9名前年と同数の尊い命が交通事故によって奪われ、8月からの約4か月間で6件、6名と急増しています。特に年末年始は交通量の増加やあわただしさから、毎年交通事故が多発しています。

このため、年末年始の交通事故防止運動が、12月15日(火)から1月3日(日)までの20日間、埼玉県内で一斉に実施されます。

スローガン

彩の国みんなが進める交通安全

今回の運動では、3つの重点目標を設定し取り組めます。

重点1 飲酒運転の追放

この時期は忘年会など飲酒の機会が多くなりますが、飲酒運転は大きな事故につながります。お酒を飲んだときは絶対に車の運転はやめましょう。そして、みんなで次のことを守りましょう。

- ① 乗るなら飲まない ② 飲んだら乗らない
- ③ 乗るなら飲ませない

重点2 安全速度の遵守

スピードの出し過ぎが重大事故に

つながり、自分だけでなく他人にも危害を及ぼすことを自覚し、制限速度を守り安全運転に努めましょう。また、スピード違反を防止するためには無理のない運行計画をたて、安全でゆとりのある運転を心がけましょう。

重点3 自転車の交通ルールの遵守

交通事故だけがをしたかたのうち、自転車での事故が全体の約2割を占めています。自転車も交通ルールを守って乗りましょう。道路を横断するときや一時停止の場所では必ず停止し、安全を確認しましょう。また、自転車のステップに乗っての二人乗りは、絶対にやめましょう。安全のため夜間は必ずライト(前照灯)を点灯し、反射材を取り付けた自転車を使用しましょう。

・・・・・・・・・・・・・・・・

市では、市内の交通関係団体や狭山警察署と協力し、運動期間中は街頭での広報活動や取り締まりの強化に努めます。さらに、12月1日から「セーフティアップ運動」in狭山も並行して進めていますので、皆さんのご協力をお願いします。

問い合わせ 交通防災課へ内線 223

交通量を減らして、

澄んだ空気と

地球温暖化の防止を

冬は窒素酸化物濃度が上がり、大気汚染が悪化します。これは自動車の排気ガスが一因となっています。そこで、特に大気汚染の激しい首都圏の都市では、11月～翌年1月までの3か月間、ぐるっと青空キャンペーンを実施し、交通量を抑制するなどいろいろな自動車排気ガス対策に取り組んでいます。近い所へは歩いたり電車やバスを利用してなるべく車を使わない、無用なアイドリングをしないなど、みんなで力を合わせてできることから実行し、大気汚染を防ぎましょう。

このキャンペーンに、狭山市は毎年率先して取り組んでいます。また、トラック協会飯能支部や西武バス川越営業所(バス協会)などいろいろな企業や団体でも、駐車中のアイドリングストップや渋滞時のエンジン停止などを励行し、排気ガス対策を進めています。今大きな問題となっている地球温暖化にも役立つこのぐるっと青空キャンペーン。ぜひ、皆さんのご協力をお願いします。

↓環境管理課へ内線 633

狭山警察署管内交通事故件数(人身事故)

	件数	死者数	傷者数
平成10年	1千703件	12(9)人	2千115人
平成9年	1千561件	13(9)人	1千903人
増減	142件増	1(0)人減	212人増

狭山市と入間市が狭山警察署管内。()内は狭山市の数値。数値は1月1日～11月末現在

全国死者数(平成10年11月末現在)
8千210人(421人減、4.9%減)
()内は前年比

11	10	9	7	7	6	5	4	3	2	1	豊
静岡県	兵庫県	茨城県	福岡県	東京都	神奈川県	埼玉県	大阪府	千葉県	愛知県	北海道	都道府県名
259人	289人	310人	316人	316人	317人	330人	349人	358人	379人	495人	死者数
18人減	47人減	48人減	2人減	15人減	46人減	8人増	10人増	65人減	12人減	53人減	前年比

交通事故多発都道府県死者数
(平成10年1月1日～11月末)

暮らしの情報ページは主に公共機関などからのお知らせを掲載します。問い合わせや申し込みなどは→の記号で表示します。市役所の代表電話番号は☎042 - 953 - 1111です。

市民相談室をご利用ください

市役所1階の市民相談室では市民の皆さんの暮らしの中で生じるさまざまな悩みや問題について相談に応じる相談業務と、一時的に必要な生活上の資金を斡旋する生活一時金の貸付業務を行っています。どうぞお気軽にご利用ください。

市民相談室では日常生活での悩みごとや心配ごとなどの相談に応じる一般相談をはじめ相談内容により次のような窓口を開設しています。相談はいつでも無料で秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

相談種別	相談内容	相談受付時間
一般相談	日常生活での悩みごと、心配ごとに関する事。必要に応じて弁護士による法律相談をご紹介します	月～金曜日の9時～16時（祝日を除く）
行政相談	行政へのご意見、ご要望に関する事	第3月曜日の10時～15時
交通事故相談	交通事故に起因するさまざまな問題や折衝に関する事	第2・4月曜日の10時～15時
税務相談	相続税、贈与税など税金に関する事	第1火曜日の13時～16時
建築不動産相談	建築・不動産の売買、家屋の増改築、測量などに関する事	第2火曜日の13時～16時
女性生活相談 予約制	女性が抱えるさまざまな問題（子育て、家族、離婚など）に関する事	第3火曜日の9時～16時
人権相談	人権上のさまざまな問題に関する事	第2水曜日の10時～15時
法律相談 窓口で予約制	法的解釈および判断を要する問題に関する事	月4回木曜日の13時～16時

最近多い金銭問題に関する相談

昨年度、市民相談室で受けた相談件数は2千278件でした。相談内容のうち、最も件数が多いのは金銭問題に関する事で、420件の相談がありました。これは全体の18・4%にあたります。中でも多い相談は、安易な気持ちでサラ金やカードローンを利用した結果、返済が苦しくなり、その返済のために借り入れをして多重債務に陥ってしまったケースや、長引く不況による収入の低下やリストラなどが原因で、住宅ローンの返済が厳しくなり、せっかくなに入れられたマイホームも手放さなければならぬ人たちがも増えています。そういった相談には、無料法律相談や埼玉県のサラ金問題法律相談、司法書士会が行っているクレジット・サラ金相談などをご紹介します。借入れをする際には、返済能力に見合った計画的な借入れをし、困ったときは早めに市民相談室においでください。

生活一時金の貸付

これは一時的に必要な生活上の資金を斡旋するもので、災害、入学、就職、結婚、出産など臨時的な資金が必要な場合の貸付制度です。どうぞご利用ください。

貸付金額5万円を単位として30万円まで、償還期間3年以内、貸付金利年1・7%、保証人連帯保証人1名、問い合わせ市民相談室へ内線183

インフルエンザを予防しよう

インフルエンザのシーズンになりました。インフルエンザは毎年冬になると流行する感染症ですが、高齢者や乳幼児にとっては恐ろしい病気で、毎年多くのかたが亡くなっています。また、短期間で多くの人がかかるため、労働力の低下など社会的な影響も大きい病気です。このウィルスは、インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみをするとき、大量に飛び散り、このウィルスをほかの人が吸い込んで感染します。かぜ薬にウィルスを直接殺すものはありません。もしインフルエンザにかかってしまったら、栄養を十分摂り、しっかりと休養することが大切です。

予防法①なるべく人込みを避ける
②帰宅時にはうがい、手洗いを行う
③室内の湿度や温度を適切に保って、換気に気を付ける
④マスクを着用する
⑤規則正しい生活で睡眠を十分に取る
⑥栄養のバランスのよい食事をきちんと3食摂る
よつ心がける
⑦適度な運動で体力をつける
⑧ストレスをためない
⑨高齢者や感染すると症状が悪化する恐れのあるかたは、早めに医師に相談しましょう

保健センターへ☎959・5811